

社会資本整備審議会 道路分科会

第31回北海道地方小委員会

議事次第

日 時：令和4年10月12日（水） 10時00分～12時00分

場 所：札幌第一合同庁舎 10階 3, 4号会議室
（札幌市北区北8条西2丁目）

1. 開会

2. 議題

計画段階評価について

- ・北海道横断自動車道 女満別空港～網走 第2回目
- ・北海道横断自動車道 蘭越～倶知安 第2回目

3. 閉会

社会資本整備審議会 道路分科会
北海道地方小委員会 委員名簿

おかだ みやこ
岡田 美弥子 北海道大学大学院 教授

かとう ゆきこ
加藤 由紀子 北海商科大学 教授

きし くにひろ
岸 邦宏 北海道大学大学院 教授

くぼ としゆき
久保 俊幸 北海道商工会議所連合会 副会頭

しまもと かずあき
島本 和明 日本医療大学 総長

すがい たかこ
菅井 貴子 気象防災キャスター

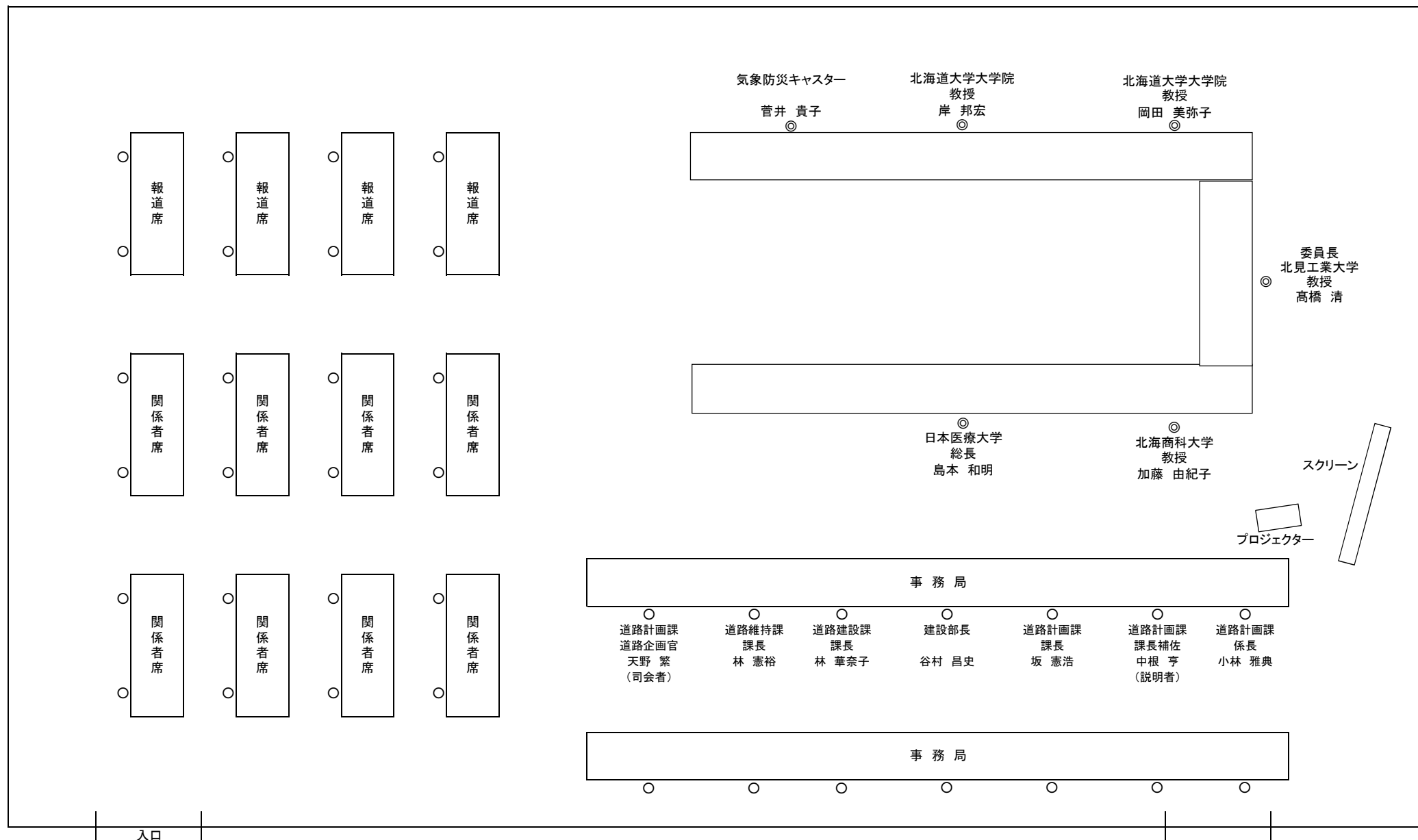
○ たかはし きよし
高橋 清 北見工業大学 教授

※○:委員長

※敬称略、五十音順

「社会資本整備審議会 道路分科会 第31回北海道地方小委員会」配席図

令和4年10月12日(水)10:00~12:00
札幌第一合同庁舎 10階3・4号会議室
(札幌市北区北8条西2丁目)



社会資本整備審議会道路分科会 北海道地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」（平成22年8月3日道路分科会長決定）に基づいて設置する小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長（以下「分科会長」という。）の求めに応じ、以下の事務を行う。

- 2 計画段階評価、事業採択時評価の審議対象事業に関し、北海道開発局が作成した対応方針（案）について報告を受けること。
- 3 地方の道路事業の効率的な実施に関し、北海道開発局からの報告を受けること。
- 4 北海道開発局から受けた報告に対し意見がある場合には、調査結果を分科会長に報告すること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(小委員会の庶務)

第5条 小委員会の庶務は、北海道開発局建設部道路計画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月14日から施行する。

改正 平成28年12月1日